

1941年12月8日

スパイ冤罪・宮澤弘幸検挙時の検証

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会 大住 広人

【はじめに】

軍国日本が太平洋戦争を引き起こした1941年12月8日の早朝、内務省は全国の特高（特別高等警察）を総動員して外諜容疑者の一斉検挙を行った。（注1）

内務省の省内記録『外事警察概況』（以下Ⅱ内務省記録Ⅱ当時は厳秘文書）によれば、

「予て非常事態に備えて外諜容疑者名簿を整備し綿密なる内偵を遂げつつありたるが、十二月八日午前七時以降司法及憲兵当局と緊密なる連絡の下に左の如く全国的に一斉検挙を実施せりとある。

高飛車が鼻につくが、大筋この通りだったに違いなく「左の如く」と曝された被検挙者111人の中に、宮澤弘幸とレーン夫妻ら北海道帝国大学（以降Ⅱ北大）にかかる5人の名が記されている。記録にある「外諜容疑者」とはスパイ容疑者、「非常事態」とは日米開戦の意にほかならない。（注2）

この記録によって、開戦の日に宮澤弘幸らが検挙されたことは明らかで、実際に宮澤弘幸は1945年10月10日の戦後釈放まで冤罪の獄に繋がれている。

しかし、開戦の日に宮澤弘幸がどのように行動し、どのように

検挙されたかの記録は失われている。少なくとも宮澤弘幸にかかる捜査記録は「外諜容疑者名簿」をはじめ一切が、おそらくは捜査当局自身の手によって完全に破却されており、辛うじて破却から漏れた一審判決（札幌地裁Ⅱ書写）と大審院判決の現存部分にも検挙にかかる状況は全く記されていない。（注3）

この日、札幌で、北大でいったい何が起きたのか。宮澤弘幸はどのような状況で検挙されたのか。記録の一切が破却されたとはいえ、この解明は必須となる。本件スパイ冤罪事件を解明する上での出発点であり、国家が手を下して冤罪を仕組んだ全貌を解明する上での欠かせない重要な一日である。

この視点から果敢に挑んだのが上田誠吉弁護士のも『ある北大生の受難―国家秘密法の爪痕』事件解明の第一次資料・史料となる捜査記録が破却された中で、こつこつと関係者の記憶を掘り起こし、それを手がかりに残存記録をかき集め、真相に迫る周辺証拠を積み上げ、心証を固めている。（注4）

そして上田弁護士自身、固めた心証に自己満足も過信もしていない。同著全体の「あとがき」で

「とくに『思い込み』がいかげせん。間違いは、多くの場合『思い込み』の強さに発しているようです。しかし同時に、多少は『思い込み』がないと、なにも新しい知見は得られません。そ

のへんの加減が難しいようです」と吐露している。

これは検証にかかわる者として大切な矜持だ。可能な限りの証拠・証言を集めて精査し、足らざるところ、欠けるところを合理的な推測（心証）で補って「新しい知見」に仮説を立てる。さらに、その仮説を検証して不合理を質し、合理性を究める。その限りない繰り返しで限りなく真相に迫る矜持である。

「思い込み」と「新しい知見」の葛藤といってもいい。その一番の知見が検挙時の解明だったのだろう。まずは、その部分を精読しておこう。（以下、同書115ページ）

一九四一（昭和十六）年十二月八日、この日、札幌の街は小雪の舞う薄ら寒い朝を迎えた。宮沢は、円山公園の近くのアパートの一室でいつもの通り目を覚ましたが、しかしなお布団のなかにあつてぬくもりをたのしんでいた。

枕もとのラジオのスイッチをいれると、午前七時の臨時ニュースは「大本営陸海軍部午前六時発表、帝国陸海軍は本八日未明西太平洋において米英軍と戦闘状態に入れり」と伝えた。宮沢はとびおきた。

まず彼の頭に浮かんだのは、ハロルド・レーン一家のことであった。日本はレーンの故国アメリカに対して開戦したのである。北大入学以来四年半、宮沢はレーンとは、師弟の関係をこえて、その家族の一員であるかのように、親しい交際を重ねて来た。

英語を教えてもらった、というだけではない。宮沢はレーンの、なにごとにつけゆるぎのない誠実な生き方を尊敬し、レーン一家の愛情に満ちた家庭に親しんできた。レーン一家との関

係で、開戦にともなう新しい事態をどううけとめたらよいのか。宮沢の頭のなかには、めまぐるしく回転した。

まずレーンさんに会うことだ。そして日本とアメリカが戦争を始めたとしても、自分のレーンさんに対する信義に変わりはないのを伝えることだ、そう思いついた宮沢は、簡単な朝食をすませて、アパートを出た。

このとき、宮沢のアパートは私服の特高たちによって見張られていたはずである。そして、市内電車で北大の外人官舎に向かう宮沢のあとを、何人かの特高が尾行していったにちがいない。宮沢を検挙するために張り込んでいた特高たちは、開戦の朝、早々に行動を起こした宮沢がなにをしようとしているのかに強い関心を示した。

レーンの住む北大構内の外人官舎の周辺にも、木陰に隠れて、何人かの特高が目立たぬように張り込んでいた。宮沢がそのことに気がついたかどうかはわからない。

ベルを押すと、女中の石上シゲが顔を出し、招じいれられた。応接間でレーン夫妻と会った。宮沢は少し興奮しながら、レーン夫妻に告げた。

「先程ラジオで日本がアメリカとイギリスに対して戦争を開始したことを知りました。しかし、戦争は国と国との間の出来事です。私とレーン先生の間は出来事ではありません。私は先生の一家に対する信義を固く守り続けますから、どうか信頼して下さい。戦争が始まって、先生一家の周辺にもなにか困難なことが起こるかも知れません。その際はどうか私に教えて下さい。私はその解決のために尽力します」

手短にこれだけのことをつげると、宮沢は席を立った。レーン夫妻はこもこも「有難う」といって、宮沢の手を握った。宮

沢はいつにかわからぬレーン夫妻の穏やかな目つきに安心し、自分の興奮を恥ずかしく思った。

宮沢がレーン家を辞して外に出て、工学部の教室の方へ少し歩きかけた時である。木陰から屈強の男が現れて宮沢を呼びとめた。なにごとか、と身構えたとなんに数名の男たちが現れて、宮沢の両腕に手をかけて、逮捕した。男たちは特高だった。

特高に連行されて宮沢の姿が見えなくなった頃、数名の特高はレーン家のベルを押しした。そしてレーン夫妻と、女中の石上シゲの三人を検挙して札幌警察署に連行した。(引用止)

一読して、ここでの主たるテーマは危急に際しての宮澤弘幸の生きざまだと分かる。己の身を顧みず恩師の身を慮る熱い思いがひしひしと伝わってくる。筆者自身が現場に居合わせたかのような迫真の描写だ。著作の全体が実証を旨としている中で、ここだけが文学作品と見紛う書き方となっている。

もちろん筆者が現場に居合わせたわけではない。同著の刊行後も、検挙当日の状況にかかる記録は見つかっていないから全てが伝聞に基づいており、それも記録がない中で、記憶だけに拠って再現された伝聞ということになる。

加えてもう一つ、筆者はこの伝聞の出所、経緯等については一切明かしていない。これもおそらく、筆者自身が固めた心証だから、他人に拠るを潔しとしない矜持と察せられる。それだけ、主眼である危急に際しての生きざまを映画を見るかのように書き込みたいという強く熱い思いがあったと思われる。

主題が明快であれば、それに応じた読み方があり、舞台を彩る周辺描写にこだわったり、出典、出所を詮索する必要はないのかも知れない。実際、人権派弁護士として評価が定着している上田

弁護士が徹底調査した上での記述であるから、それはそのまま受け入れるべきだとの強い意見もある。

だが、読み手の関心のままに特定部分だけが抜き取られ、しかも典拠の明らかでない周辺描写だけが孫引きされ、独り歩きするとなれば話は違ってくる。これら周辺描写は筆者の心証に拠るとはいえ、いまだ裏付けのない伝聞に基づいており、内務省記録の一斉検挙の状況とも違っている。この行き違いを見過ごしてよいのだろうか。

この乱れは、筆者・上田弁護士にとっても決して本意とはならない。それ以上に、事実上の獄死を強いられた宮澤弘幸の無念に沿わない。問題提起の書は、各個別場面も著作全体の中の位置づけを確認しながら読み取るべきであり、不用意な孫引きは筆者の真意を誤って伝えることにもなる。

そんな孫引きが定着しかねない昨今、検挙時の状況は、国家権力によって仕組まれた冤罪事件の原点として、改めて可能な限りの客観事実を積み上げての検証が求められる。

注1 「検挙」

逮捕状によらない身柄拘束。戦前の刑事訴訟法にあっても身柄を拘束するときは当時の裁判所・予審判事に逮捕状を請求する規定になっていたが、1941年5月10日施行の戦争法の一つ「国防保安法」によって「軍機保護法」などスパイ罪嫌疑については検察官の権限で召喚、勾引、勾留できるよう改定した。

一般に身柄拘束は「逮捕」の用語で流布しているが、戦争法下にあつては、最低限の人権も奪われていたわけで、この非道を再認識する上からも「逮捕」と「検挙」の使い分けに留意しなければならぬ。

注2 「一斉検挙の数」

12月8日当日は111人だが、同月中に15人の追加検挙があり、計126人が一斉検挙の総数になる。他に憲兵隊が52人を拘束。北大関係では、同月8日当日の5人に加え、同月27日に2人で、計7人となる。

『外事警察概況』は、内務省警保局外事課が、各年間の外事警察活動記録を編集・収録したもので、戦後の1980年に龍溪書舎が複製合本・全8巻を刊行している。

注3 「ある北大生の受難―国家秘密法の爪痕」

1987年9月28日、朝日新聞社刊。2013年4月10日、花伝社から復刻版刊行。

【上田説に基づく検証】

以下、著者「あとがき」の寛容さに敬意を表して甘え、先人の労作を「上田説」と表記し、検挙時説明の一助とする。

・上田説の記述を改めて要約すれば、

- 1 宮澤弘幸は、12月8日朝布団の中で7時の開戦ニュースを聞き、飛び起きた。
- 2 簡単な朝食をすませ、下宿アパートを出た。アパートは特高に見張られていたはず。
- 3 市電でレーン夫妻の官舎に向かう。特高に尾行されていたに違いない。
- 4 官舎にも特高が張り込んでいた。
- 5 官舎を出たところで張り込んでいた特高に逮捕された。

6 連行される宮澤弘幸の姿が見えなくなったあと、別の特高

がレーン宅のベルを押し、夫妻を連行した。

——という経過になっている。

・そこで、この経過に従って、宮澤弘幸がたどったとされる足取りを検証する。

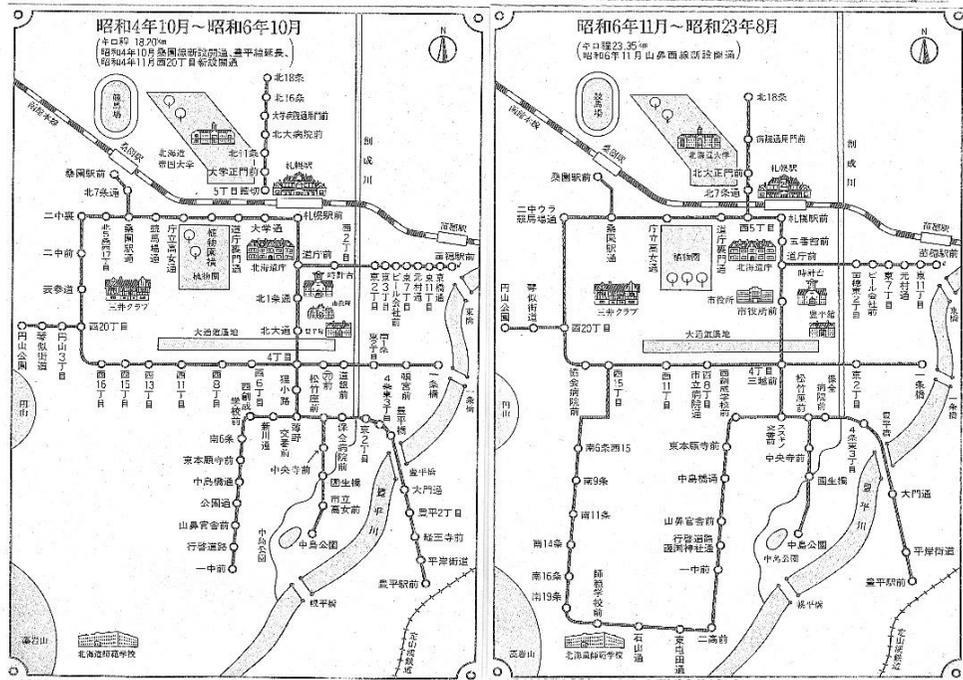
札幌の街は碁盤目だから距離は測りやすい。当時、宮澤弘幸の下宿（アパート）は「北2条西24丁目」にあり、ここから東へ向かって西5丁目通りまでが約2・5^キ、北転してレーン宅（外国人教師官舎）までが約1・5^キ、計、最短直行距離で約4キロとなる。

ただし、「北2条西24丁目」は東西110^{メートル}前後、南北130^{メートル}前後にわたる地域で、実際の居住地が、この中のどこにあったかまでは特定出来ない。よって相応の誤差はある。（この距離は目下目測であり、正確に検証するときは正確に計測しなければならぬが、ここでは誤差を弁えた上で先に進める（以下同））

・生活時間を厳密に復元することは出来ないが、下宿生の日常感覚でたどると、寢床の中でラジオを聞き、身支度をして朝食を摂り、下宿を出るまでに最短20〜25分は要する。

その上で、この日は普段と少し違う。普段なら、ラジオを聞きながら着替えたり食べたりの「ながら支度」ができたろうが、この日は日米開戦のニュースだから、自ずと集中して耳を傾けたに違いない、その分普段よりも時間を要した蓋然性は高い。

・次いで市電の円山公園・停留所まで平均350^{メートル}を歩いて5〜6分強。当時の市電は円山公園から三つ目の「西20丁目」で「桑園駅通」經由北方面行路線が分岐、ここで乗り換えることも出来る。この選択は、当時の市電が冬季の午前7時台にどのくらいの頻度、速度で運転していたかによって違ってくるが、札幌の街



は基盤の目なので、距離においてはほとんど変わらない。

したがって乗り換え時間や降車停留所・北大正門前からレイン宅までの歩き時間5〜6分等を含め、最短でも30分は要したと推測される。少なくとも10分や20分程度では行き着けない距離であり、レイン宅に着いたときには、どんなに早くても午前8時を回っていた見当になる。

一方、特高の出動状況はどうだったのか。ここで一番留意しなければならぬのは、この日、12月8日の検挙は、内務省指揮の一斉検挙だったというこの日特有の事実である。重ねて先の内務省記録を再録すれば、

「予て非常事態に備えて外諜容疑者名簿を整備し綿密なる内偵を遂げつつありたるが、十二月八日午前七時以降司法及憲兵当局と緊密なる連絡の下に左の如く全国的に一斉検挙を実施せり」とある。

・日米開戦を公式に告げる「大本営陸海軍部発表」は午前6時であり、右内務省記録に基づけば、特高各担当者は、午前6時台に緊急指令を受け、直ちに道府県当該警察部あるいは近くの拠点に集結し、かねて分担の各対象者の居宅に急行し、所在確認と同時に即刻検挙・家宅捜索に入る段取りだった。

これに対し、上田説では、急行して即刻検挙という態勢を取っていない。下宿辺に張り込み、検挙せずに尾行し、レイン宅に入るのを見届け、出てきたところであろうやく検挙するという描写をしており、ここが内務省記録との一番の違いとなっている。

・札幌では、道警察部から午前7時に出動して、(宮澤下宿までは約2・5キロの距離だから)市電・徒歩で30〜40分、家宅捜索・押収を伴うことから警察車両が動員されていれば、その分早くなる。市電・徒歩の場合は、宮澤弘幸が下宿を出るまでの推定所要

時間（最短20〜25分）とぎりぎり、遅れをとる可能性もあるが、上田説では宮澤が下宿を出る前に既に張り込んでいる。

・一方、レーン宅までは約1・5^分、午前7時に出勤すれば、同様市電・徒歩であっても午前7時半前に現着できる。遅れ目にも午前8時の前に、レーン宅での家宅捜索が始まっている。したがって仮に宮澤弘幸が下宿での検挙をすり抜け駆け付けたとしても、家宅捜索の前に夫妻に会うことは極めて難しい。

・もちろん、北海道の特高が何らかの理由あるいは障害によって遅れ、内務省の指令通りにはいかなかったこともありうる。本件捜査記録の一切が敗戦時の文書破却によって抹殺されていることから突発の有無を検証することも困難だが、少なくとも天変地異を含め、当日の北海道（札幌）に特異な状況があったとすれば何らかの痕跡が残っていて不思議ない。

・そこで、改めて留意すべきは、本件の核心は全国一斉検挙にある。先の内務省記録によれば、この年の6月時点で既に「戦時特別措置計画」の大綱が定められ、

(一) 事前準備

(イ) 外国人名簿を各国毎に左の三種に分類整備し置くこと。

(A) 非常事態発生の際 検挙取調べを行ふべき者。

— (B) (C) 略 —

(ロ) 外諜容疑邦人名簿を左の二種に分類整備し置くこと。

(A) 非常事態発生の際に検挙取調べを行ふべき者。

— (B) 略 —

(二) 非常措置

(イ) 事前準備中 (イ) の (A) (B) 及 (ロ) の (A) は、本省の指揮に依り一斉検挙を行ふこと。

——となっていた。尋常の捜査活動とは違い、国家権力が国運を

掲げて日米開戦に引き込み、これをうけた治安当局（内務省）が軍機保護法等のスパイ罪を押し立て、全国の特高組織に総動員をかけての一網打尽・発動である。

開戦7日前の御前会議（天皇同席・12月1日）でも、内務大臣兼任だった東条英機が所管の治安事項を奉答しているが、この中にも当然、一斉検挙の関連も含まれていたと思われる。

しかも手足となった特高は強い中央集権で組織された上意下達の治安機構であり、右内務省記録に集約された通り遅滞なく実施されて当たり前であり、実際にもその蓋然性は高い。個々には電話・通信の普及度や機動力等に地域差があったとしても、当然にそれら事情・条件を踏まえた上での指令完遂の事前準備が組み立てたとみて疑問の余地はない。十全の上にも十全の準備を重ねた上での最高の国家意思による断行だった。

・もう一点、先に指摘の「泳がせ捜査」の検証がある。一斉検挙の指令にもかかわらず、上田説では「見張られていたはず」「尾行されていたに違いない」「張り込んでいた」とあり、断定はしていないものの宮澤検挙では「泳がせ捜査」を想定している。

「泳がせ捜査」とは、犯罪の証拠がつかめないとき、あるいはより確実な証拠をつかむために行う変則捜査で、麻薬や密輸の捜査などではよく使われるとされている。容疑者を逮捕せずに泳がせて尾行し、大掛かりな取引現場を割り出して張り込み、取引の瞬間に現場を押さえるという便法である。

仮に、本件がこの「泳がせ捜査」だったとすれば、宮澤弘幸に確たる証拠がなく、あるいはレーン夫妻との共謀関係に確証がないために泳がせておき、両者が接触したところで現行犯逮捕するという筋書きになる。

・だが、本件は全国一網打尽であって、札幌も、その一現場であ

り、既に「名簿を整備し、綿密なる内偵を遂げ」てある対象者を指令された日に即検挙するよう厳命された治安執行である。取り逃がす危険の伴う「泳がせ」が許されるわけもない。張り込みも尾行も不要で、有無を言わさぬ一斉検挙の執行である。

そのうえ上田説では「泳がせ」の目的が見えていない。せつかくの尾行張り込みによって、検挙対象の両者が接触するという決定的な現場を目撃しながら、なぜかやり過ぎし、両者が分かれた後で別々に検挙するというちぐはぐな展開になっている。これはいったいどう理解すればいいのか。スパイ検挙での、こんな齟齬はありえない。

・したがって、この朝、宮澤弘幸が下宿に居たとすれば、即刻検挙されたとみるのが自然であり、捜査の定石と言える。仮に不在だったり、特高の現着前に下宿を出ていたとしても、徹底追尾によって発見次第、その場で検挙されたと断じて間違いない。

・ただ、宮澤弘幸が下宿での検挙を逃れ、レーン宅に行き着く可能性が全くないかといえば、これも絶無とは言えない。たとえばラジオを聞いて身支度もそこそこに自転車を飛ばすことが可能ならば、相当時間を短縮できる。

・通学に自転車を常用していたか否かの確認はないが、マライーニらとは自転車旅行を楽しんでいる。(マライーニの長女・ダーチャは、よく自転車に乗せてもらったことを後年回想して新聞記者に語っている)

・当日の天候は朝から雪との記録があり、それがどの程度で、路面の積雪・凍結の度合い等にもよるが、自転車が使えたとすれば時間的な状況に関しては違ってくる。

・同様、レーン夫妻が検挙される前に訪問・接触できた可能性も絶無とはいえない。自転車での急行が可能で、特高の伝達・出勤

に想定外の事故が重なるなどレーン夫妻宅への現着が大幅に遅れていけば、その間隙に行き着くことも不可能ではない。

・だが、逆に検挙の直前に両者が会っていたとすれば、その痕跡が判決文等に現れる。検察にとっては共同謀議の動かぬ現場、あるいは証拠隠滅・口裏合わせの現場と断じ、弁護側にとつても純粋な師弟信頼関係のほとぼしりを主張する情状疎明の要件となるから、公判、さらには判決の要件を占めることになる。

しかしながら一番判決、大審院判決を通じてその痕跡は全く見られない。泳がせ捜査はなく、出勤態勢に特段の遅滞はなく、したがって宮澤弘幸が検挙される前のレーン夫妻に会える可能性は限りなく小さい、そう判断するのが自然といえる。

・自転車利用の可能性も、捜査の抜穴という意味ではない。特高の身辺調査で、自転車利用の可能性は当然織り込み済みであつて対応策がとられていたとしても不思議ない。

・したがって、以上の疑念を解消するに足る裏付けが現れない限り、上田説を検挙時の事実として認定することは出来ない。一連の上田心証に基づく検挙時描写には、客観資料に基づく裏付けが付されておらず、内務省資料との矛盾も解明されておらず、事実として検証するうえでの無視しえない問題を残している。

【上田説の背景】

・一般に、歴史あるいは時代に埋もれた「真相」を掘り起こすには、史料が欠かせない。文書、日記、記録、金石文、伝承のほか建築物、絵画、彫刻と多岐にわたる(広辞苑)。学者によつては文字で記されたものだけを「史料」とするむきもあるが、個々に性

格を明示すればこだわることもない。

その意味では、当事者が出来時に書き記した文献が第一級史料ということになる。次いで、当事者が後年になって記した回想録などがあり、その余は、当事者からの聞き取り、当事者に近い人たちが遺した文献、とだんだんに遠くなる。

もちろん、この間には個々の正確度が絡み、故意、恣意が入り込めばさらにややこしくなる。だが、一般論として、真相に近づく信憑度としては当事者による出来時の記録が一番となる。回想は当事者によるものであっても、往々にして開口・執筆時の価値観・利害状況等によって振れること否めず、出来時の記録と矛盾するときは厳格に精査することが求められる。

この意味において、本件真相究明は、裏付け証明の上で極めて厳しい状況に置かれている。事件を仕掛けた側の内務省には一斉検挙を指令した概括記録が辛うじて残っているものの、個別の記録は抹殺され、一方の被害を受けた側には、何の記録も残されていない。史料精査の上では最も低位にある「伝聞」を頼りとせざるを得ず、その信憑度を客観的に裏付けることも難しい。

上田説は、こうした困難な状況を踏まえたうえで、なお心証として固めた知見を提起する意義を痛感し、その故に敢えて一読してわかる仮説の形で具象化したのかもしれない。したがって、心証・知見はあくまで筆者本人のものであり、伝聞等の基を明かさないのである。筆者・上田弁護士との先述した。

ところが、時を経た2014年5月6日、事件の地・札幌で開かれた「北大生・宮澤弘幸スパイ冤罪事件の真相を広める会」主催の集会で、宮澤弘幸の実妹・秋間美江子さんが「上田先生からも同じ質問を受けました」として、以下の内容を明かした。

内容は、上田説の相応部分と重なっており、したがって、上田

説は秋間美江子さんの回想を含んでいると解される。そこでこれを「秋間回想」と表記し、検証することとする。

〈秋間回想〉

釈放されて1年半くらい経った時、しゃべれるようになった兄に、クリスマス間際に、何でスパイにされたのと聞きました。兄は、「朝7時にニュースを聞いた。7時20分からのクラス(授業)があったが、その前にレーン先生の家に行って、『今、日米が戦争状態に入ったと聞きました。でもそれは国と国のことで自分たちと先生の間のことではない。でももしかしたらアメリカ籍の先生は、これから大変なことがあるかも知れない。その時は何でも自分に言ってください』って言いに行っただけだよ。それは悪いことではないだろう」と。そしてレーン先生宅を出たとたん、突然8人か9人出てきたらしいです。

・内容に即して解すると、これは秋間美江子さんが、戦後釈放された兄弘幸に、「スパイにされた理由」を尋ねたのに対し、弘幸は米国人教師であるレーン夫妻との「信頼関係を保った」言動自体が罪に問われたと答えている。

これは、同じく戦後再会したマライーニに対し「誰よりも君が知っているように、ぼくの唯一の罪は、英語やフランス語やイタリア語を学び、外の世界を知ろうとして、君たち札幌の数少ない外国人と仲がよかったことだった」と、宮澤弘幸自身が話していることと、ぴたり符合する。

マライーニは、戦後釈放された宮澤弘幸が家族以外と再会したおそらく唯一の知人であり、右の言葉は、その折の肉声を記録したもので、マライーニの著作『随筆日本』に記されている。

・なお前後するが、秋間回想が最初に活字になったのは1987年7月2日付の『朝日新聞』夕刊3面とわかった。

「美江子さんによると、宮沢さんはその朝、ラジオニュースで日本とアメリカが戦争に入ったことを知り、北大予科の教師だった米国人ハロルド・レーン夫妻宅を訪れて言った。『戦争は国と国とのことです。先生と学生たちの友情は昨日も今日も、明日も変わることはありません』そう告げてレーンさん宅を出ようとしたところを、夫妻とともに札幌中央署員に逮捕された」とある。

若干、言い回しに違いはあるが、上田説、集会発言、朝日記事とも主旨は重なっており、秋間回想として一貫している。

この朝日記事は1987年7月9日に札幌で開かれた「国家秘密法に反対する市民集会」を予告する大き目の特集記事の中の一稿で、山田邦博記者の署名記事になっている。84年入社と比較的社歴の若い記者と推定される。

記事中、最後の「レーンさん宅を出ようとしたところを、夫妻とともに札幌中央署員に逮捕された」のくだりは上田説、集会発言と違っており、これだと玄関内で、3人が同時に検挙されたことになる。(当時、札幌署はあったが、札幌中央署はない)

このほかには検挙時の状況にかかる出所の明らかな文献・伝聞等はなく、秋間回想がもととなって拡散、多くは『ある北大生の受難』からの孫引きによって再発信される形で広まっている。

・そこで秋間回想の記憶としての精度が改めて留意される。まず一つには、最初に宮澤弘幸から聞き取った時期について、「集会発言」では「釈放されて1年半くらい経った時、しゃべれるようになった兄に、クリスマスの間際」とあるが、これには相互に一致しえないずれがあって、時期の特定を妨げている。

最初に「釈放されて1年半くらい経った時」とあるが、厳密にいうと、宮澤弘幸の釈放後存命期間は1年4か月余で、1947年2月22日には亡くなっている。

次に「しゃべれるようになった」時期は家族の判断によるほかに、先のマライーニの著作『随筆日本』によると1946年1月には再会して旧交を温めており、同年2月16日にマライーニの家族と撮った写真では元気な様子が写っている。これは釈放後3〜4か月後程度の見当になる。

さらに「クリスマスの間際」の時期では、宮澤弘幸が戦後迎えたクリスマスは1945年と翌46年の2回で、45年なら釈放後2か月前後、46年なら1年2か月前後となる。ただ46年の年末には大量の咯血で体力を際際まで落としている。

つまり、「釈放されて1年半」「しゃべれるようになった」「クリスマスの間際」の3要件が整合する時期は存在しえず、3要件のいずれかに思い違いがあることになる。

しかし、記憶とはこのようなものであって、ことさらに不思議はない。むしろ70年を経て、なお当時の見聞を一心に思い起こそうと努める思い入れの強さに感銘を覚える。

・記憶違い、あるいは思い違いでは、根室海軍飛行場の存在にかかるハロルド・レーンの誤りの方が強烈だ。同飛行場の存在を何時知ったかが、レーン夫妻の判決の核心部分にあつて、ハロルドは「リンドバーグ快挙の時から根室海軍飛行場を知っていた」と供述していた。だが、実際にはリンドバーグ快挙の時に同飛行場はまだ存在しておらず、快挙後に造成されたものだった。

この思い違いは、本来恣意に出来ない事実であるにもかかわらず、本人はもとより捜査・司法当局も誤りに気がつかず、一切検証されることなく大審院判決まで通ってしまった。

・もう一つ留意されるのは「7時20分からのクラス」だ。7時20分からのクラス（授業）というのも首傾げる時間帯だが、この時間に教室に入るには、相応に早起きしなければならず、7時のニュースを寝床で聞いていたのでは間に合わない。これも、どこかに思い違い、あるいは記憶に混同があったと思われる。

【秋間回想の位置づけ】

・「秋間回想」は個々の裏づけに多々矛盾があるとしても、回想として否定されるものではない。宮澤弘幸の遺族が、宮澤弘幸本人から聞いたとされる重いものがあり尊重される。

・結果からいうと、いつどのように見聞したかという状況については説明のつかない思い違いや記憶違いがありうるが、見聞の核心に真実があれば、それは一貫してゆるがないことである。

・従って、本件回想での真実は、上田弁護士がずばり喝破したように、危急に際しての宮澤弘幸の生きざま、レーン夫妻に伝えたという心の信頼・信義にほかならない。

それをいつどのように伝えたか、それをいつどのように聞いたか、という状況の枝葉には思い違い、聞き違い等々が絡んだとしても、「信頼・信義を熱く伝えた」という核心部分にゆらぎはないと信じられる。

・そこで、この先は敢えて推測になるが、宮澤弘幸がレーン夫妻を訪ねたこと自体は事実だが、それは12月8日ではなかったのではないかと思えてくる。

・その蓋然性は十分備わっている。たとえば、宮澤弘幸の動静で跡づければ、一斉検挙の前日である12月7日には、レーン宅から一区画北側の北大病院に入院中の高橋あや子を見舞っており、そ

の行きか帰りに立ち寄ることは極めて自然といえる。

・当時、当然ながら、世情は緊迫していた。宮澤弘幸をめぐる身辺でも得体の知れない空気を感じて異常だったこと、高橋あや子が語っている。おそらく特高が身近につきまとっていたに違いない。レーン宅を見通せる西3丁目通りの商家2階には半ば公然と特高のアジトが置かれていた。

・特高の尾行は近頃テレビでみるような柔なものではない。ときには対象者宅に玄関から上がり込んで、ずけずけ生活日程を聞きただし、本棚に手をかける不作法を押し通している。

・心の会の寄り合いがいつ途絶えたかの確認はできないが、既に長く互いの行き来は阻まれていたに違いなく、レーン宅に足を向けるにはそれだけの勇気が必要だった。その緊迫感が12月8日当日の記憶と入り組んだとして不思議なく、あるいはそのように聞き取れたとして何の不思議もない。

・記憶の混同は特異なことではなく、記憶というのはこういうものという理解が肝要ということになる。それだけに、大切な伝聞については必ず裏づけを求め、合理的な説明をもつて確認のうえ後世に伝えることが大事になる。伝聞は伝聞として厳に価値あるが、限界のあることも厳に銘記すべきであり、これは先人・当事者への礼儀であり後世への努めだと言える。

【おわりに】

・検証の最後に、いま一度、本件きっかけの主題を思い起こしたい。過酷な危急に際しての宮澤弘幸の生きざまである。これを見抜き、主題に据えた上田弁護士の卓見は改めて凄い。宮澤弘幸の心、そして無念を見事に代弁している。

先に紹介のマライーニの記録した宮澤弘幸の肉声

「誰よりも君が知っているように、ぼくの唯一の罪は、英語やフランス語やイタリア語を学び、外の世界を知ろうとして、君たち札幌の数少ない外国人と仲がよかったことだった」

——には当人の万感の思いが込められているが、この無念にしつかりと寄り添っている。

・問題は、この主題を際立たせる周辺描写の中に、裏付けのとれない、あるいは客観事実と離れた飛躍が含まれていることだ。この疑念はやはり拭えない。したがって読むに当たって、主題と周辺描写を分離してはならず、まして周辺描写部分だけを切り取って独り歩きさせてはならない。

・それは宮澤弘幸の名誉にもかかわる。仮にも誤った孫引きの定着で、それが定説化されては本末転倒となる。あくまで真相には謙虚でなければならぬ。真実でない印象が流布しては当の宮澤弘幸の生きざまに照らし非礼であり、世を誤らせることになる。それは悪意はもとより、善意であっても許されない。

・かつて同じ開戦の12月8日、真珠湾攻撃で、九軍神が祀り上げられた。特殊潜航艇で湾深く進入し多大の戦果を挙げて戦死した9人の海軍兵士を称えての軍・国家による顕彰である。国民は深甚に感謝し、歓喜して称揚し戦勝を誓った。

しかし戦後の戦史検証の中で、顕彰内容のほとんど全てが軍・国家によるねつ造で、全てが戦争遂行・戦意強要のために捻じ曲げられた虚構だと告発されている。だとすれば9人は軍・国家の捨て石にされたうえ、死後までも虚名、虚飾を着せられ二重に貶められていたことになる。

しかも、潜航作戦9人とあるのは、実は10人で、米軍の捕虜となつて生き残った1人は、作戦当初から存在しなかったことにさ

れ、潜航作戦・戦歴から抹消されている。命を命として尊ばない軍・国家のありようが如実にあらわれている。

・この先棒を担いだのが、ほかならぬ当時の新聞だった。大本営発表に一片の検証を加えることもなく孫引きを重ね、世を誤らせた。たとえ善意からであっても、孫引きに潜む魔を知ること大事と考える。

・同時に、この論考自体、先人の指摘する思い込みと新知見の闘ぎ合いであり、更なる検証を畏れること、言うまでもない。

2016年12月8日

大住広人

1937年生まれ。2013年1月29日の「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」の発足と同時に参加。以来、同会発行の会報、冊子、花伝社刊『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』などの編集・編纂にかかわる。

参考添付

宮澤・レーン夫妻スパイ冤罪事件の概要

【関連被検挙者】北大生・宮澤弘幸、北大予科英語教師・レーン夫妻（ハロルド、ポーリン）、レーン家お手伝い・石上茂子（百日を超える勾留ののち釈放）、北大工学部助手・渡邊勝平、社員・丸山護、無職・黒岩喜久雄（戦時練り上げによる北大卒業直後）

【残存記録】札幌地裁判決Ⅱ丸山、渡邊は原本。他は書写（内務省外事課が部内資料として書き写したもの）。大審院判決Ⅱ宮澤とレーン夫妻の原本。他は控訴権放棄。

【容疑】丸山、渡邊以外は不詳。丸山、渡邊の判決原本には「證據」（証拠）「適條」（罰条）の記載があり、容疑と適用された法と刑の根拠が明確に推定できるが、内務省書写では、證據、適條の両項とも外されている。

従って宮澤、レーン夫妻については、地裁判決が「事実」と判定している内容と、大審院判決の中の「上告趣意書引用部分」（以下「上告趣意書」）から推測することになるが、一連の核心となる宮澤関係分を箇条書きにすると以下になる。

①軍事上の秘密を探知した罪（a 海軍大泊工事場での見聞事項 b 海軍上敷香飛行場での見聞事項 c 灯台船便乗中に見聞した事項）

②軍事上の秘密を漏洩した罪（右①の探知事項に加え、たまたま知得した軍事上の秘密Ⅱ a 陸海軍の軍事講習で知得した事項 b 中国旅行で知得した事項Ⅱを5回にわたってレーン夫妻に漏洩）。「知得」行為自体は罪にはならないが、「知得」した「軍事秘密」を漏洩すれば罪になる。

【証拠】丸山、渡邊の判決原本での記載、および上告趣意書から推測すると、被告人自白調書以外に法廷で開示された証拠はなかった可能性が高い。その自白調書も拷問による強制であったこと、上告趣意書に強く示唆されている。

【公判と弁護側反論】地裁公判は非公開。そのうえ起訴状等も軍事秘密事項が含まれていることを理由に、法廷でも開示されなかった可能性が高く、公判記録も開示されず、事実上の暗黒裁判だった。（戦後の黒岩回想もこれを強く示唆している）。大審院は公判を開くことなく「棄却」している。

これに対し、弁護側は、（上告趣意書によると）容疑事項のほとんどについて、事実誤認、認定錯誤を指摘し、軍機保護法に規定されている「軍事上の秘密」にはあたらず、同法の規定する「探知」「漏洩」にもあたらないと反論、部分無罪、適用法の変更、情状酌量による刑の軽減を主張している。

【軍機保護法】盧溝橋事件を起こした1937年に抜本改正されたスパイ厳罰法としての性格を強くした。半面、法案審議を通して法の適用、解釈は厳格厳正に行うことを表明、

「本法に於て保護する軍事上の秘密とは、不法の手段に依るに非ざれば之を探知収集することを得ざる高度の秘密なるを以て、政府は本法の運用に当りては須く、軍事上の秘密なることを知りて之を侵害する者のみに適用すべし」との付帯決議を以て可決、軍当局も厳守を表明している。

【現場の法理無視】右、「不法の手段」を具体的に示せば、不法侵入、窃盗、詐欺、器物損壊など、それ自体が犯罪である行為。従って、軍機保護法が規定する探知行為もまた、それ自体、不法行為を伴った犯罪行為と解釈される。ところが、宮澤に科された容疑は全て、右の不法行為を伴う

ことなく平常感覚で見聞した事例（a 学徒勤労奉仕で出かけた先の軍用工事現場での見聞 b 旅行した船の上や汽車の中で聞かされた話 c 軍が催し誘い込んだ学生向け軍事講習会で学んだ知識、等）に過ぎず、判決においても、探知にあたって不法行為があつたとの判示はない。

中で、典型は根室海軍飛行場の事例。旧国鉄・根室の駅に近く、車窓からも見え、そのうえアメリカ大使館付の海軍武官の見学にまで応じていたにもかかわらず、「軍事機密に指定されている」と強弁し、探知の一つに加えている。

【判決の構造】地裁判決は、おそらくは検察側が並べ立てたであろう容疑項目を、そのままに並べ、まるで起訴状丸写しと見紛う内容（起訴状は廃棄されて存在しない）。事実認定の痕跡も、法適用可否の判示も、裁判官としての判断根拠を示す痕跡もなく、ただ羅列を引き写して、問答無用に「探知した」「漏洩した」とだけ断じている。

大審院判決も、上告趣意書をそのまま引用し、その上で「論旨總テ理由ナシ」と切り捨て、尽く却下している。あたかも地裁判決の起訴状写しを上告趣意書に代えた観であり、言い分だけは聞いたという高飛車で、反論に正面から応えたものとはなっていない。最初から有罪ありきが露骨に見える。

【陥れの推定】当時の北大予科には、外国人語学教師を囲み国籍や人種などの垣根を外した文化交流の気風があり、広く門戸を開いていた。その中で「心の会」という、正に名付け通りの交流会が生まれ、日、独、伊、仏、米、中のこだわりなき人と言葉と文化が集って異彩を放っていた。

これは戦争遂行を目論む国家権力にとって好ましくない。外国人教師官舎の筋向いには特高警察の監視溜まりが常設され、

とりわけ交戦国となるアメリカのレーン夫妻には特別の監視が ついていた。

学生の中では、宮澤は図抜けて行動範囲が広く、好奇心が強く、そのうえ旅好きだった。結果として、旅すがら当時は列島随所にあつた軍事施設に近づくこと不思議なく、また軍事講習などにも進んで参加していた。この来歴が探知捏造には格好と映り、使われた可能性、否定できない。

【判決】一斉検挙で拘禁された計126人のうち有罪となつたのは、1年後の時点で懲役18人、禁固5人、罰金14人。裏返すなら、いかに罪なきを検挙したか。検挙して長期間拘束すること自体に目的があり、有罪無罪は二の次だった。

【過酷な罪刑】中で、宮澤とハロルドが懲役15年、ポーリンが同12年という刑は他に例なく過酷に過ぎる。判決理由にも量刑にかかる判示はなく、全て推測するしかないが、おそらくは頑強な否認が強く影響している可能性がある。

3人とも、捜査段階では自白調書に押印したが、公判を通して否認したことが、上告趣意書によって確認できる。しかも自白は拷問によると示唆する文言も織り込まれている。

これは戦争遂行の国家権力にとって、到底容認できることではない。仮にも、国家権力が科したスパイ容疑が否認されたまま獄の外に出ては国家の威信にかかわり、戦争遂行の勢いを削られる。まして拷問に堪えて否認を通したとなれば、これは容認できることではない。少なくとも戦争中は獄に閉じ込めておく、これが至上命令だった可能性は拭えない。



以上、本会編『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』（花伝社刊）から要約。詳しくは同書を。事務局に割引在庫あり。